

島 少 対 甲 第 2 0 2 号
令 和 7 年 3 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

少年サポートセンター運営要綱の制定について（例規通達）

少年サポートセンターについては、少年非行を巡る厳しい情勢を背景に、非行の前兆段階にある不良行為少年に対する専門的見地からの指導・助言や継続的な支援・補導活動のほか、被害少年やその家族に対する支援活動等を行う専門組織として、総合的な少年の非行防止及び健全育成活動の中心的役割を果たしてきたところである。

このほど、少年の特性についての専門的な知識と少年の取扱いについての技能を有する少年補導職員を少年サポートセンターにおいて運用し、その機能を強化するため、別添のとおり「少年サポートセンター運営要綱」を制定し、令和7年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

少年サポートセンター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第14号の規定に基づき生活安全部人身安全少年課に設置する少年サポートセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 体制・設置等

- 1 少年サポートセンター長（以下「センター長」という。）は、生活安全部人身安全少年課長をもって充て、センターの事務を掌理する。
- 2 センターの名称、設置場所及び活動区域は、別表のとおりとする。ただし、センター長は、センターの業務の運営に必要があると認めるときは、それぞれの活動区域を超えてセンター員を運用することができる。

第3 活動

センターにおいては、少年警察活動規則施行細則（平成19年島根県警察訓令第37号）第5条第2項に規定する活動その他センター長が必要と認める活動を行うものとする。

第4 事務等の引継ぎ

センター長は、センターの活動により次の事案等を認知したときは、必要な措置を講じた後、当該事案等の発生地を管轄する警察署長に連絡の上、これを引き継ぐものとする。

- 1 不良行為少年を補導したとき。
- 2 犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年に係る事件を認知したとき。
- 3 各種法令違反を現認し、又はその事件の被疑者、被害者、参考人等の関係者に関する情報を得たとき。
- 4 被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童若しくは家出少年を発見し、又は保護したとき。
- 5 有害環境に関する情報を得たとき。
- 6 1から5までに掲げるもののほか、管轄の警察署で処理することが適当と認められる事案を認知したとき。

第5 センター長及び警察署長の連携

センター長及び警察署長は、第4に掲げるもののほか、少年警察活動上、必要に応じて相互に緊密な連携を図るものとする。

第6 職員の派遣

- 1 警察署長は、管内における少年警察活動において、センター員の派遣を必要とするときは、その区域を活動区域とするセンターを通じて、センター長に要請するものとする。この場合において、センター長は、センター員の派遣が必要と認めるときは、これを派遣するものとする。
- 2 センター長は、センターの活動において、警察署員の派遣を必要とするときは、

当該活動の区域を管轄する警察署長に要請するものとする。この場合において、警察署長は、警察署員の派遣が必要と認めるときは、これを派遣するものとする。

第7 教養及び訓練

センター長は、少年警察活動に必要な専門的な知識及び技能の向上を図るため、センター員に対する教養及び訓練を計画的に実施するものとする。

別表（第2関係）

名 称	設置場所	活動区域
少年サポートセンター	人身安全少年課	県内全域
松江少年サポートセンター	松江警察署	松江警察署、安来警察署、隠岐の島警察署及び浦郷警察署の管内
出雲少年サポートセンター	出雲警察署	雲南警察署及び出雲警察署の管内
浜田少年サポートセンター	浜田警察署	大田警察署、川本警察署、江津警察署、浜田警察署、益田警察署及び津和野警察署の管内